

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 名古屋市規則第19号

##### 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第12条の 2を削る。

第12条の 3第 1項を削り、同条第 2項を同条とし、同条を第12条の 2とし、第12条の 4を第12条の 3とする。

第 6号様式の 2（表）中「児童発達支援」を「児童発達支援（治療に係るものを除く。）」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援（治療に係るものに限る。）」に改める。

第 6号様式の 2の 2注意事項第 2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同様式注意事項第 3項中「医療型児童発達支援を」を「児童発達支援のうち治療に係るものを」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所」に改める。

第 6号様式の 2の 4（裏）注意事項第 2項中「医療型児童発達支援を」を「

児童発達支援のうち治療に係るものを」に、「指定医療型児童発達支援事業者」を「指定児童発達支援事業者」に改め、同様式（裏）注意事項第 5 項中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援（治療に係るものを除く。）」に改める。

第 6 号様式の 11（表）中

「

障害児通所給付費・障害児入所給付費 利用者負担額特例減額・免除認定証
---------------------------------------

を

「

障害児通所給付費等・障害児入所給付費 利用者負担額特例減額・免除認定証
--

に改め、同様式（裏）一中

「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第 15 号様式の 2 及び第 15 号様式の 3 を次のように改める。

第 15 号様式の 2 及び第 15 号様式の 3 削除

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 号様式の 2、第 6 号様式の 2 の 2、第 6 号様式の 2 の 4 及び第 6 号様式の 11 の改正規定並びに次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証及び障害児通所給付費等・障害児入所給付費利用者負担額特例減額・免除認定証であって、現に効力を有するものは、新規則の規定にかかわらず、そのものの給付決定期間内又は有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。